

資源マップの使い方

1 進路先を考えよう編

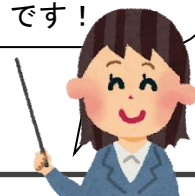
1 進路先を考えよう編

はじめ

進路？



そんなとき
参考にして
ほしいのが
「資源マップ」
です！



もしもし〇
〇事業所さま
ですか？



事前の見学を
するには、
見学したい事
業所に電話連
絡を入れて、
予約をいれま
す。

本校では、高等部で
期間を定め、現場実習を行っ
ています。
期間については、3ページを
みてください。福祉施設での
現場実習には、事前の見学が
必要です。



現場実習とは・・・学校とは異なった環境において生活・仕事を体験することで、学校では体験できない現場の厳しさや働く態度を学ぶ学習です。

学校が設定しないもの

① 福祉サービス（日中一時等）での利用

② 個人での体験

上記2点をご家庭と事業所間でご相談ください。

備考欄に
「学校を通じて連絡」と
書いてある事業所は、学校
を通して連絡
を入れます。



学校名・学部・学年・名前・保護者の
名前を伝えます。事業所の見学希
望である事を伝え、訪問日時の予
約をしてから見学に行きましょう。



本人と保護者2名
でうかがってもい
いですか？



西日野にじ学園高等部卒業後の進路先(福祉施設・一般企業)について

◎福祉施設 【国による障害福祉サービス】

介護
給付

生活介護

常に介護を必要とする人に昼間・入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創造的活動または生産活動の機会を提供する。利用にあたっては18歳になった後に判定を受ける「障害支援区分」で3以上(3・4・5・6)が必要。

訓練
等給付

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のため必要な訓練の支援を行う。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間(2年以内)、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。就職支援や職場開拓、就労後の定着支援を行う。

就労継続支援A型(雇用型)

一般企業等での就労が困難ではあるが、配慮された福祉的就労であれば、最低賃金以上の生産性が期待できる方に対し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。雇用契約を結ぶため一時間当たりの最低賃金933円(令和4年10月 三重県)が保証される。

1日4時間の労働時間の事業所が多い。ハローワークを通す。

就労継続支援B型(非雇用型)

一般企業等での就労が困難である方で、配慮された福祉的就労であれば働ける人に対し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。雇用契約は結ばず利用でき、生産高に応じて工賃が支払われる。

就労移行事業所でのアセスメントを受けた上で利用できる。

◎一般企業への就労

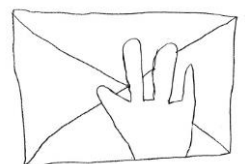
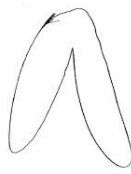
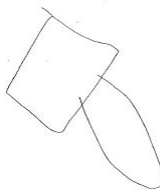
一般企業や官公庁など

職種や職場環境の配慮はあるが、基本的に一人で仕事に取り組める力が必要になる。

正社員での雇用もあるが、本人の集中力や体力等を考慮し、短時間労働(4時間以上)での契約もある。また、一時間当たりの最低賃金933円(令和4年10月 三重県)が保障される。また、雇用の形態により月給と時間給がある。

雇用はハローワークを通じて雇用契約を結ぶ。事前に求人票がくるケースはほぼなく、現場実習を通じて雇用の可否を検討の上、双方の意志や内容を考慮し雇用契約を結ぶ。

中には障害者のための特別な配慮をした子会社「特例子会社」を設立しているところもある。特例子会社に雇用されている障害者を親会社や企業グループ全体で雇用されているものとして算定できる。



高等部 進路支援にかかわる年間計画

月	1 学年	2 学年	3 学年
4	●進路希望アンケート ●情報提供にかかる承諾書		
5	保護者向け進路説明会 校内実習(1週間)	保護者向け進路説明会	保護者向け進路説明会 ●B型アセスメント申込み(希望者)
6	企業見学(企業就労希望者)	1期 現場実習※1	1期 現場実習
7	●現場実習希望調査 福祉施設見学(全員)	●2期現場実習申込み	●2期現場実習申込み ハローワーク求職登録 障害者就業・生活支援センター『ブラウ』登録(企業就労希望者) ●進路懇談会用進路希望調査
8	各家庭で福祉施設見学・体験(年間を通して)		B型アセスメント(希望者) 障害程度区分 (18歳以後・生活介護希望者)
9	職場体験オリエンテーション		★福祉課、関係機関との進路懇談会
10	職場体験実習(4日間)		
11		2期 現場実習※2	2期 現場実習
12	●3期現場実習申込み		重度判定(企業就労希望者) 利用予定の福祉施設へ連絡 (福祉施設希望者)
1	現場実習事前学習 3期 現場実習 (企業就労希望者)	3期 現場実習※3	福祉課に連絡(福祉施設希望者)
2	●2年1期現場実習申込み	★福祉課・関係機関との 進路懇談会 ●3年1期現場実習申込み	
3			卒業式 ●移行支援計画を関係機関、進路先へ 提出、引継

- ・ 現場実習は1～2週間の予定です。事前打ち合わせ、反省会を実施します(保護者、本人、担任参加)。

※1※2 福祉施設希望者は、1期か2期のどちらか1回の実習になります。

※3 企業就労希望者のうち、1、2期で実習ができなかった場合に実施します。

資源マップの使い方

2 福祉サービス 利用を考えよう 編

2 福祉サービス利用を考えよう編

福祉サービスって
どんなの？



大きく分けて
Ⅰ「日中・放課後・夜間の支援」と
Ⅱ「相談」の
ふたつです



まずはⅠの「日中・放課後・夜間の支援」から見ていきましょう



Ⅰ：日中・放課後・夜間の支援について

①利用できる主なサービス

短期入所（ショートステイ） 	自宅で介護する人が 病気や冠婚葬祭、介護疲れなどで、 一時的に介護できなくなった場合などに、 短期間、夜間も含め施設等で、 入浴・排泄・食事の介護等 を行います。
移動支援 	円滑に外出できるよう、移動を支援する ものです。 市町村や年齢によって支援できる内容が違います。
日中一時支援 	障がいのある方（児童含む）が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、 日中における活動の場を確保し、介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。
放課後等デイサービス 	学校就学中の障がい児に、授業の終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、 社会との交流の促進等 を行います。

行政機関	連絡先
四日市市こども未来部 こども保健福祉課	059-354-8064
四日市市健康福祉部 障害福祉課（18才以上）	059-354-8527
菰野町子ども家庭課 発達支援係	059-391-1124
菰野町健康福祉課 （18才以上）	059-391-1123
川越町子ども家庭課	059-366-7130
川越町福祉課	059-366-7116
朝日町子育て健康課	059-377-5652
朝日町保険福祉課 （18才以上）	059-377-5659

②サービスの申し込み方

サービスの申込みは
市町の役所の窓口
申請してください。



障害児支援利用計画(案)・サービス等利用計画(案)

もしくはセルフプランを立てます。

次のページにある「計画相談」で作成してもらったり「基本相談」でセルフプランを立てたりすることができます。



児童生徒の心身の状態や置かれている環境、本人や家族のサービス利用の意向から、必要な障害福祉サービスの種類や内容、組み合わせを考え、計画書を作成します。

市町からサービスの支給決定を受け、受給者証をもらいます。



市町の役所の窓口で、作成していただいた計画(案) またセルフプランを提出し、審査を受けます。



各福祉サービスの事業所と契約し、利用を開始します。

サービスを受ける場合、課税に応じた自己負担金が必要になります。



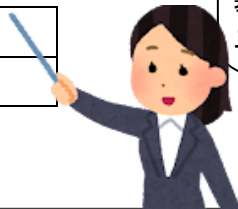
福祉サービスの一つ「相談」を見ていきましょう



Ⅱ：相談について

①利用できる主なサービス

基本相談
計画相談



Ⅱ「相談」の主なサービスは基本相談と計画相談の二つです

基本？計画？

基本

計画



基本相談について



基本相談は・・・日々の生活の困りごとの相談にも乗ってもらえることができます。

日中




放デイ

また短期入所・移動支援・日中一時支援・放課後等デイサービスなどのサービスを受ける上で必要な「セルフプラン」作成の手助けをしてもらえます。


計画相談について

短期入所・移動支援・日中一時支援・放課後等デイサービスなどのサービスを受ける上で必要な「障害児支援利用計画・サービス等利用計画」を作成してもらうことができます。



②サービスの申し込み方

基本相談は右記に連絡をしてください。



基本相談 機関	連絡先
陽だまり	四日市市波木町398-1 (聖母の家、地域活動支援センター内) TEL 059-328-5881
ブルーム	四日市市別名3丁目3-10 (垂坂山ブルーミングハウスとなり) TEL 059-329-5657

※なお、自閉症・発達障がい児(者)の支援として「三重県自閉症・発達障がい支援センターあさけ」もあります。ここに相談する場合は、まずは市町の役所の窓口で連絡する必要があります。



計画相談は下記に連絡をしてください。



希望者人数の都合で、新しい受付をしていない場合もあります。

市町の役所の窓口で申請後、以下の事業所で利用計画(案)作成の依頼ができます。

あけぼの学園	059-325-4121
笑まう (四日市市の児童生徒 * 鈴鹿市も登録可能)	059-359-2730
けやき (菰野町内の児童生徒のみ)	059-391-2227
菰野聖十字の家 (四日市市内・菰野町内の児童生徒)	059-394-2511
ともだち	059-332-3373
なちゅらん四日市レーヴ (四日市市内・菰野町内の児童生徒)	059-329-5262
にじいろ	059-330-0611
ハッピー(四日市市内・朝日町内 川越町内の児童生徒)	059-365-1595
ひまわり (四日市市内の児童生徒のみ)	059-354-2011

※川越町は社会福祉協議会(059-365-0024)で一部相談を受けていただくことができます。

※左記以外にも利用計画(案)を作成できる事業所がありますので、市町にご相談ください。

基本相談も計画相談も自己負担なく相談することができます。

◎障がい者就業・生活支援事業というサービスもあります



障がい者の就業に関する相談機関もあります。

連絡はこちら

障害者就業・生活支援事業所 プラウ	四日市市諏訪町2-2 (四日市市役所西総合会館2F) TEL 059-354-2550
----------------------	---

障がい者の就業に関する相談を受け、さまざまな機関と連絡をとりながら、職業生活における自立の支援を行います。

職業準備訓練

就職への助言

就業後のフォローアップ等

(* R5年現在)

障害者就業・生活支援事業所『プラウ』に関しては、一般企業就労を希望する高等部生徒が、3年生の7月から登録を行っています。

おまけ



資源マップに事業所がいっぱいある・・・生活介護ってどこ～？ B型は～？ A型は～？

そんなときは・・・

ページ端上に事業所の種類があります！

名称	くわのみく(例)		注意事項 数字は、全て全角で入力。 半角文字は、英文のみ。
施設の種類	知的障害者更生施設(入所)		
所在地	〒511-0801	桑名市大字今島字江向1820	建物の写真
TEL	0594-29-3811	Fax 0594-29-3812	
運営主体	社会福祉法人 九華福祉会		
公共交通機関・乗車駅	桑名駅からコミュニティーバス「○○」バス停 徒歩10分		
時間	10:10~15:00(作業)	昼食	弁当

あら、わかりやすくなった！

ページ端下に地図案内があります！(地図の見方はとなりページ)

22:00 就業・消灯

日課風景の写真

備考
入所施設なので、入所者に応じて、作業時間等に「生活」と称して散歩・筋力維持運動等を行っている。

そんなときは・・・

でも、場所がわかんないよ～